

職員の懲戒処分について

令和2年5月14日
京丹後市役所

- 1 処分理由 職務怠慢及び信用失墜行為（地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号該当）

不適切な事務処理が行われたことから、令和2年4月30日、非常に多数のし尿処理手数料を口座振替により市民から誤った金額で徴収するに至った。

- 2 処分内容 懲戒 戒告

- 3 処分年月日 令和2年5月14日

- 4 被処分者 市民環境部 生活環境課 主査 51歳 男性

- 5 その他 管理監督責任として、生活環境課長及び生活環境課長補佐兼衛生センター管理係長を文書訓告、市民環境部長を口頭注意とした。

- 6 市長のお詫びの言葉

市職員がこのような行為を行いましたことは、誠に遺憾であり、関係の皆様、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないように、関係職員に十分注意させます。

お問い合わせ先
市長公室人事課 服部
電話：0772-69-0150